

2007年度当初予算編成と 施策に対する要望書

2006年12月11日

日本共産党大阪府議会議員団

大阪府知事

太田 房江 様

2006年12月11日

日本共産党大阪府議会議員団

団 長 宮原 たけし

は じ め に

先月、関係閣僚会議に提出された月例経済報告によると、景気回復は58カ月連続となり、回復期間の長さは高度成長期の「いざなぎ景気」を超えたとされている。しかし、「いざなぎ景気」の時期とは異なり、勤労者一人あたりの現金給与は、現時点でも58カ月前の98%にとどまり、大阪の昨年の大型小売店販売額は、2000年の93%にすぎない。パート労働者比率は、2000年の19.7%が昨年は24.8%に増え、雇用の低賃金化、流動化が急ピッチで進んでいる。

これらの数値は、現在の「好景気」が、リストラなどによるものであり、勤労者の生活苦を踏み台にして成り立っていることを示している。

その上、今年度からの定率減税半減、老年者控除廃止、年金控除の縮小などの庶民増税をはじめ、国保料・介護保険料の引き上げ、介護保険制度の改悪や障害者自立支援制度などにより、府民の生活苦は、さらに深刻さをましている。

今、地方自治体がなすべき仕事は、住民の命とくらしを守ること、労働者の雇用を安定・拡大させ、中小企業の営業を守ることである。

いじめ自殺、高校単位未履修、やらせ質問に見られる教育の深刻な事態の改善も急務であり、教育基本法を守り、生かすことが切実に求められている。

全国各地で知事による官製談合が大問題になり、大阪でもムダな公共事業を中止し、高値落札を一掃することが急務となっている。これまでの大阪府政は、大型開発優先、同和特権温存、福祉・教育後退の間違った道を歩んできた。先日発表された「大阪府行財政プログラム(案)」でも、改善の方向は示されていない。

本日、わが党議員団は、府民の切実な願いを基礎に、府が取り組むべき仕事、改善すべき課題をまとめ、「2007年度当初予算要望書」を提出する。最大限、尊重し、実現に向け取り組まれることを、切に望むものである。

目 次

第1章 国民いじめの政治に反対し、福祉・医療・暮らしを守るために	1
（1）高齢者対策（高齢者福祉・介護）	1
（2）障害者（児）対策	2
（3）低所得者対策	3
（4）福祉医療・国保・難病	4
（5）保健・衛生、医療施策	7
（6）消費生活	8
第2章 教育基本法の改悪反対、子どもの健やかな成長のために	8
（1）子育て支援	8
（2）いじめ対策と教育の充実	9
（3）義務教育	10
（4）高校教育	11
（5）大学	11
（6）障害児教育	12
（7）私学教育	13
第3章 大阪経済の再生と発展のために	13
（1）大阪の基幹産業の強化・発展	13
（2）中小企業者と地域経済を守るルールを確立する	14
（3）生活密着型、地域産業と結びついた中小企業支援の強化	14
（4）商工業支援と産業育成	14
（5）正規雇用の創出・拡大を図る	15
（6）農業、林業、漁業など第1次産業の復活・振興、食料の安定供給	17
第4章 文化・スポーツ・男女平等・青年対策の強化	18
（1）文化行政	18
（2）スポーツ振興	19
（3）女性の社会参加と男女平等の実現	19
（4）NPO活動	20
（5）青年対策	20
第5章 健康的で安心・快適な大阪をつくるために	20
（1）公害をなくす	20
（2）地球温暖化・ヒートアイランド対策、環境保全	22
（3）災害対策	23
（4）交通安全対策	24

(5) 犯罪から府民を守る	2 4
(6) 都市基盤整備	2 5
(7) バリアフリー化	2 5
(8) 府有地の処分などについて	2 6
(9) 健康・文化的で低廉な住宅の保障	2 6
第 6 章 大型開発を中止し、抜本的に見直す	2 7
第 7 章 同和事業を完全に終結する	2 8
第 8 章 地方自治体の役割発揮し、清潔・公正、府民が主人公の府政を	2 9
(1) 清潔・公正の府政	2 9
(2) 地方自治発展への国の責務	2 9
(3) 独自財源の拡充	2 9
(4) 府民の協力と職員の英知を結集した財政再建	3 0
(5) 市町村に対する府の責任	3 0
第 9 章 憲法と平和、民主主義と基本的人権を守る	3 0
(1) 憲法と平和を守り、アメリカの戦争への協力は止める	3 0
(2) 民主主義と基本的人権を守る	3 1

第1章 国民いじめの政治に反対し、福祉・医療・暮らしを守るために

(1) 高齢者対策(高齢者福祉・介護)

1. 介護保険制度の改善

介護を必要とするすべての高齢者が、経済的負担の心配なく、住み慣れた地域で生活を続けられるために、十分なサービスを保障するために次のことを求めます。

介護保険料の府独自の減免制度を創設する。特に、サービス利用抑制の原因となっている食費・部屋代自己負担分を含めた利用軽減措置をおこなう。

福祉用具、特に介護ベッドについては低所得者や生活保護受給者に対する独自補助や借り上げ制度をつくる。

被爆者の介護保険利用料無料制度のうち、訪問介護も全員を無料にするよう国に働きかける。ホームヘルパーなどの労働条件改善のため、介護報酬を実態にあわせて引き上げるよう国に求める。

保険料徴収の対象年齢を引き下げないよう、国に申し入れる。

ホームヘルパーや施設職員などの質の向上をはかるため、研修を強化する。また、聴力障害者など障害者のヘルパーやケアマネージャーの育成を行う。

要支援・要介護と認定されたすべての高齢者が税法上の障害者控除が受けられるよう市町村に必要な助言を行なう。

「街かどデイハウス」事業は、補助基準の削減は行なわず、抜本的に拡充する。

高齢者のグループホーム事業への支援を抜本的に強める。

特養ホームの建設について、用地費補助制度の創設を国に強く求めるとともに、府としても独自の建設補助制度の復活など、支援を具体化する。老健施設への府補助金を復活する。特養ホームの待機者を早期に解消する。

地域包括センターが介護予防ケアプランだけでなく地域支援事業、ケアマネージャー支援、高齢者虐待への対応などができるように専門職や事務職を置けるように府が支援する。

介護サービス情報公表制度は事業者の負担をなくし、利用者にとっても役立つものに改善する。

介護認定で要介護から要支援に移った場合でも、利用しているサービスが中断することのないよう、国への制度改正を働きかけ、生活を支える仕組みをつくる。

2. 介護予防、高齢者福祉と生きがい

働く意欲のある全ての高齢者に多様な形での就労を保障するよう努力する。高齢者無料職業紹介事業やシルバー人材センターを拡充する。府立老人総合センターは廃止しない。

老人クラブ活動助成を拡充する。高齢者のスポーツ、文化施設を増設する。高齢者のふれあい入浴補助金の上限を引き上げる。

老人保健法及び老人福祉法にもとづく健康診査の受診率を高める。

介護保険に地域支援事業として吸収された、介護予防などの福祉事業は、一般財源で運用するよう国に求める。府の高齢者在宅生活総合支援事業の独自メニューは、引き続き実施する。

特に住宅改造事業の助成基準を緩和し、予算を大幅に増額する。

権利金の安い公的ケアハウスの建設を促進する。

特養入所者のうち「自立・要支援」と認定された老人に対する措置とされている「高齢者生活福祉センター」の整備は、市町村の実態に合わせ、必要十分なものとする。

3. 年金制度の充実（国への要求）

基礎年金への国庫負担を直ちに2分の1に増額し、保険料の引き上げを中止するとともに、申請免除制度を拡充する。

年金の財源に消費税を充てない。

最低保障年金制度を創設し、無年金者を救済する。

4. 福祉施設職員の人材確保と待遇改善を緊急に行う。

「公私間格差是正」は、縮減ではなく、福祉施設職員の地位向上につとめる。

介護報酬、支援費措置費などの適正な執行を指導し、職員、入所者の処遇に影響を及ぼさない。

5. 投票所へ行くことが困難な要介護者には介護度5以外にも郵便投票の適用範囲を拡大する。

（2）障害者（児）対策

1. 国に次の要望を行う

障害者自立支援法で実施された、障害者サービス利用者負担は応益負担から応能負担に戻すなど、速やかに自立支援法の抜本的見直しをおこなう。

日額払い方式の結果、施設・事業者の運営費が大幅に減少したところには、利用者負担が増えないかたちで、府独自の補助を行う。

障害程度区分認定は障害特性をふまえたものになるよう調査等を改善する。また、不当に低い判定を受けた障害者に対しては再調査を実施する。

無年金障害者の所得保障を拡充する。

2. 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業のメニューを増やし、府の独自補助制度を拡充する。

ガイドヘルパー派遣事業は、広域的に利用できるようにする。

聴覚障害者に対する手話通訳派遣事業、生活相談事業を強化する。

盲導犬の貸与事業を拡充する。

障害者福祉タクシー助成制度を充実する。

肢体不自由者（児）や重度重複障害者へのガソリン代助成を創設する。

3. 障害者福祉計画の策定にあたっては、「第3次大阪府障害者計画」の基本である、「仮想なみはや市」のサービスレベルを、2007年度の最小到達レベルと位置付け、さらに、サービス水準を引き上げた実効ある計画となるよう、市町村を支援する。

- 4 . 障害者の生活施設を含む社会参加のための施設整備を促進する。
グループホーム運営安定化加算を増額する。
障害者の自立を促進するケアハウスの建設をすすめる。
在宅重度障害者（児）のショートステイを大幅に増やす。
障害者が適切な職業訓練を受けられるよう、障害者職業訓練校を拡充する。
視覚障害者用の信号機は、「メロディ式」から「擬音式」への切り替えを早急に行う。また、信号機の表示や音声・展示案内板などを「盲人用」から「視覚障害者用」に書き替える。
駐車禁止除外指定車標章の対象者を呼吸機能障害4級に拡大する。
- 5 . 大きく不足している障害者に対するホームヘルパー派遣事業を促進するため、「上限」の設定をやめ、必要な予算の増額を国に求め、ヘルパー養成・研修を積極的にすすめる。補助制度を充実させる。
- 6 . 点字図書館を拡充する。職員の増員をはかる。ビデオライブラリー事業を充実し、点字図書
の価格差補償を行う。府刊行物や公文書の点字化、テープ化を進める。
- 7 . 重度障害者の介護手当の支給範囲を拡充し、増額するよう国に求める。
- 8 . 「改正」介護保険法のもとでも、重度障害者やろうあ者家庭に無償で災害時などの緊急連絡装置を引き続き設置できるようにする。
- 9 . 大阪府盲人福祉協会や同センターへの委託費や補助金を大幅に増額する。同センターを視力障害者用に施設・設備を整えたものに建て替える。

(3) 低所得者対策

- 1 . 生活保護の国庫負担率の引き下げを許さず、保護基準の大幅引き上げ、扶助費の増額を国に要求する。
- 2 . 生活保護の老齢加算および母子加算の削減分の復活を国に求める。
- 3 . 夏期、歳末一時金を復活する。
- 4 . 生活保護についての123号通達、今年3月の「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」の撤回を国に要求する。申請用紙をカウンターに置いて申請しやすくし、保護抑制にあたる行為はしないよう市町村を指導する。
- 5 . 保護の決定は遅くとも14日以内の法定期限を厳守する。
- 6 . 被保護者に対する医療券方式を医療証方式に改め、全ての医療機関で受診できるようにする。

自治体独自の法外援護は収入認定しない。

- 7．府域をすべて一級地とし、勤労控除・各種加算・一時扶助は対象を広げ大幅に引き上げるなど実施要領を改善する。
- 8．小口生活資金を拡充し、国制度への移行は行わない。原資を大幅に増やし、貸付限度額を当面30万円に引き上げる。生活福祉資金、母子・寡婦福祉資金などの貸付額を大幅に引き上げるよう国に求めるとともに、金利に対し府補助制度をつくる。
- 9．生活困窮者に対して、電気、ガス、水道の供給停止を行わないよう関係機関に要請する。

(4) 福祉医療・国保・難病

《「医療改革」関連》

- 1．政府がすすめる「医療改革」は高齢者に過大な負担を押しつけ、医療を取り上げる重大な医療改悪である。国に「医療改革」の撤回を求めるとともに、当面の問題について次の措置を講じる。

後期高齢者医療制度

(イ)保険料が高齢者の生活を圧迫しないよう、国に十分な財政措置を求めるとともに、府独自の軽減措置を講じる。

(ロ)広域連合の運営に住民の声が反映されるよう、必要な措置を講じる。

療養病床の廃止・削減には、最大限抵抗するとともに、必要な受け皿づくりを急ぐ。

高齢者の医療費の引き上げについては、医療取り上げにつながらないよう、府独自に必要な軽減措置を講じる。

リハビリテーションの診療報酬上の日数制限は、撤廃を求めるとともに、当面、日数の除外規定を周知徹底し、活用をはかる。

健診・健康相談事業は、効果が上がるよう市町村を積極的に支援する。

医療給付を低水準に引き下げる国の医療保険制度一元化計画に反対する。混合診療や保険免責制度は実施しないよう国に求める。

《福祉医療》

- 2．老人・障害者・一人親・乳幼児の医療費の自己負担の軽減を、さらに拡大する。
- 3．乳幼児医療費助成の所得制限を廃止し、通院については対象年齢を就学前まで引き上げる。
- 4．重度障害者医療費助成の対象者を内部疾患3級の手帳所持者に拡充する。国に対して、障害者医療費助成制度の創設を求める。
- 5．入院給食費患者負担に対する府の助成制度を入院乳幼児だけでなく、府医療費公費負担制度の全ての該当者に適用するとともに、国に患者負担の撤回を要求する。

《国民健康保険事業》

6. 国民健康保険事業の拡充をすすめる

府が行うこととなった調整交付金、特別調整交付金の配分は公正に行う。

被保険者の医療を受ける権利を奪う短期保険証・資格証明書の発行や、生活を追いつめる滞納分の差し押さえは行わないよう指導する。

国の国民健康保険への責任後退を許さず、国庫負担率を45%に復元するよう国に要求するとともに、府として市町村・国保組合に対する補助金を元に戻し、増額して国保料の抑制を図る。

低所得者への保険料軽減・減免制度を拡充し、制度の周知・徹底を指導する。

各保険者（市町村）が国保医療費一部負担金軽減・免除の制度を国保法にもとづいて実施するように指導する。

《難病、特定疾患対策》

7. 難病、特定疾患対策を充実する

特定疾患事業の後退を許さず、難病患者が安心して療養生活が送れるよう、国に求める。

成人を含むアレルギー・アトピー性皮膚炎の原因究明と、治療法などの調査研究など対策に全力をあげ、患者が安心して入院治療できるベッドを確保し、医療費の負担を軽減するとともに、府の小児特定疾患に指定する。肝炎をはじめ、府独自の難病指定を大幅に増やし医療費を助成する。

小児慢性疾患医療費の自己負担導入に伴い、府としての助成制度をつくる。

腎疾患対策を抜本的に強化する

(イ)腎炎・ネフローゼなどの長期療養者に対する医療費公費負担制度の年齢制限を撤廃する。

(ロ)人工透析施設の地域偏在をなくし、公的病院における夜間透析を実施し、透析医療費は全て公費負担とする。

(ハ)腎臓病患者の医療と生活を守るため「腎疾患総合対策」の早期確立と通院介護支援を早期に行う。

内部障害者・難病患者の社会復帰施設を整備し、雇用を促進する。難病患者にもJR・私鉄・航空運賃割引制度を適用するよう国に求めるとともに、府として独自施策を行う。

在宅酸素療養者の日常生活補助具に「動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）」を加えるよう国に求める。

難病患者の治療経験交流などのよりどころとなる「難病センター」を建設する。当面難病支援相談センター施設を拡充する。

ハンセン病患者・元患者の社会復帰促進のため、民間住宅家賃や医療への助成制度などを府としても取り組む。

《その他》

8. 医療機関の経営を悪化させている現在の診療報酬体系を改善するよう国に求める。看護料は、実態に見合って引き上げるよう国に求める。

9. 老人の病院からのしめ出しや退院強要・重症者の受け入れ拒否が行われないよう指導すると

ともに、「医療の取扱及び担当に関する基準」と「老人医療診療報酬点数表」の即時廃止を国に求める。

10．産科、小児科医をはじめとした医師不足の実態を明らかにし、国に対策を求める。

11．看護師の養成・確保対策を強化し、看護師不足を解消する。

「基本指針」に明記された「複数・月8日以内の夜勤」「完全週休2日制」「業務内容、勤務状況などを考慮した給与水準」を全医療機関で実施できるようにする。

看護職員の確保についての府の目標は、労働条件等の改善を保障できるように改め充実する。院内保育所助成金の削減をやめ、制度を充実する。育児休業・介護休暇制度の導入促進のために助成を行う。

看護師の大幅増員を図る。准看護師が、正看護師の資格を取得するための学習・受験を保障するため、経済的支援を含めた公的援助を行う。

12．薬価基準の大幅引き下げと、後発医薬品の普及を国に求めるとともに、府としても進める。

13．健康保険でよい入れ歯が入れられるようにするなど、歯科診療報酬の抜本改善を国に求める。

14．市町村の病院新增設、設備・備品などに対する助成制度の拡充を国に求める。

15．鍼灸・マッサージへの医療保険の全面適用を国に求め、府も助成制度を実施する。

16．被爆者対策

被爆者援護法は、あくまで国家補償の立場を貫くよう国に要求する。被爆者団体への府補助を増額し、被爆2世への健康診断制度の充実と医療費助成制度の創設を国に求め、府としても実施する。

被爆者認定は、証人のみに頼るのではなく、厚生労働省の通達に基づき速やかに裁定する。

17．府内全域での全科にわたる24時間救急医療体制の整備をすすめる。とりわけ、小児救急医療を重視する。府独自の補助金を増額する。

18．自動体外式除細動器のターミナル、公共施設などへの配備を拡充する。

19．府立医療機関などの体制等の充実

一般会計からの繰出金は必要額を確保し、医師、看護師、医療従事者、技師の確保と診療機能を充実し、いっそう府民の期待に応える。

松心園は外来、入院ともに拡充し、医師を確保して、待機児の解消につとめる。

自閉症児の診断ができる医療機関を増やし、診断と療育システムの府的なネットワーク体制を充実する。

児童精神科医の診療報酬の引き上げと医師の確保を国に要求する。

府立精神医療センターの建て替えにあたっては、入院部門だけでなく、外来機能、訪問看護部門を強化する。地元市との協議を十分行う。

呼吸器アレルギー医療センターの診療体制をととのえ、縮小した診療科を元に戻す。院内感染対策を強化し、患者や職員への結核などの感染対策を抜本的に強化する。入院機能を後退させない。

(5) 保健・衛生、医療施策

- 1 . 保健所職員の研修、医療機関との連携強化などSARS、鳥インフルエンザなど新たな感染症対策を充実する。「タミフル」の備蓄をすすめるとともに。国にワクチンの開発や財源措置を要求する。
- 2 . 感染が拡大しているノロウイルスをはじめ、感染性胃腸炎・食中毒防止のため、啓発・指導を強める。ノロウイルスの検査費用の保険適用を国に求めるとともに、府として補助する。
- 3 . 危険な小動物や昆虫、細菌などが日本に入らないよう国とともに監視などに万全を講じる。血清の確保など、安全対策につとめる。アライグマなど外来種による直接、または犬や猫、排泄物を介した病原菌・寄生虫などの人への感染対策を早急に講じる。
- 4 . 市町村と協力し、住民健診内容の充実・各種検診率の大幅向上、歯科検診の拡充など、予防医療や健康づくりをすすめる。
- 5 . 肝臓がん、すい臓がんなどの集団検診技法の早急な研究、確立につとめる。大阪がん予防検診センターの機能と体制を充実する。
- 6 . がん対策基本法が成立したが、検診は公費とし、先端治療について安全性が確認された治療や薬剤は一刻も早く保険適用するよう国に求める。府としても、がん検診の受診率向上を図り、府のがん対策基本計画策定時には、がん患者の意見を反映させる仕組みをつくる。
- 7 . 各市町村のがん検診普及のため、財政支援を含め府の支援を強める。乳がん検診のマンモグラフィによる検査は毎年受けられるようにする。
- 8 . 現在、検討中の「食の安全・安心条例」を実効性の高いものに整備し、府立公衆衛生研究所等の調査・研究機能を強める。
- 9 . 公衆浴場の役割を公共施設並みに位置づけ、敷地と設備は非課税とし、光熱水費の公的負担を拡充する。また、維持管理に必要な施設費の助成など公衆浴場経営の存続に必要な支援を行う。入浴料金の値上げは抑制する。
- 10 . 犬猫の飼育指導を強め、野犬(猫)の発生防止につとめる。犬猫の去勢手術助成を行う。

11. 公衆衛生研究所移転は、住民合意と納得を前提にする。独立行政法人化は行わない。

(6) 消費生活

1. 住民税・所得税の増税を止め、各種控除などを復活する。
2. 消費税の増税を行わず、食料品など生活必需品については、非課税にするよう国に求める。
3. 府民生活を圧迫する各種公共料金の値上げは行わない。
4. 府消費生活センターの機能を充実し、専門職員の増員を図る。

第2章 教育基本法の改悪反対、子どもの健やかな成長のために

(1) 子育て支援

1. 「子どもの権利条例」(仮称)制定に当たって、次のことを重視する。
条例の名称は、「子どもの権利条例」とする。
子どもの権利条約に明記されている子どもの権利を条例に明記する。
子どもがかかわるすべてのことから(学校・家庭・地域の組織)について、子どもが意見表明し、参加することができる権利とそれを具体化する制度的保障を明記する。
「子どもの権利条例」に基づく子ども施策についての包括的な担当部署を明確にし、財政保障をとまなうものにする。
2. 認定こども園について
「大阪府認定こども園の認定の基準に関する条例」を、1～2歳未満児4人に1人以上の保育士配置とするなど、保育水準の向上のために改正する。
保育料は、市町村と同額に設定するなど、府民の保育要求にこたえとともに、認定基準を上回る保育水準の確保に努める。
3. 保育所の整備
待機児解消のため、保育所を計画的に整備する。公立保育所の民営化をやめる。保育環境の低下を招く定員の弾力化を解消する。
市町村の保育施設の大規模改修・増改築を促進するとともに、既設保育所の小規模改修についても援助する。
無認可共同保育所への補助金を復活する。分園方式も含め無認可保育所の認可化を進める。
アレルギー・アトピー性皮膚炎児のために、多様な除去食の調理が行えるよう、給食調理員を増配置するとともに栄養士の配置、保育士の増員、給食費補助などのきめ細かい対策をとる。

多様な保育要求に応えるため、保育時間延長など病児保育制度などを充実する。保育料軽減助成を行う。夜間保育や一時保育への人件費助成を続ける。

駅型保育所やベビーホテルで保育されている子どもの実態を全数把握し、保育内容の充実をはかる。

4. 学童保育の充実

学童保育、放課後子ども教室推進事業は、両事業の充実と発展を国に要望するとともに、府としても、子どもたちの放課後時間の充実、安全のために、これまで以上の努力をする。学童保育事業については、国庫補助の拡充を国に要求するとともに、市町村への補助を増額し、複数学級をすすめ、指導員を増員する。指導員の研修の実施、身分保障を行う。時間延長、障害児の受け入れ、土曜及び長期休業中の開設などへ、補助を行う。府として「学童保育条例」を制定する。

5. 周産期から就学までの一貫した乳幼児健診システムの確立に市町村とともに取り組み、未受診や対応漏れをなくす。

6. 児童館の建設を促進する。国に助成の拡充を要求し、府の補助も拡充する。

7. 子育てサークル支援、子育て相談など、総合的な子育て支援を行う。「つどいの広場」を中学校区ごとに設置する。

8. 激増する児童虐待に対応するため、子ども家庭センターの専門職員を大幅に増やし、24時間体制を確立・充実する。また、児童養護施設職員を増やし、必要な体制と財政措置を講ずる。

(2) いじめ対策と教育の充実

1. いじめ対策 - - 緊急に以下の項目についての取り組みをすすめる

学校で人間を大切にする教育を中心にするをはじめ、学校、家庭、地域で「『いじめ』はいけない」を共通認識にし、勇気をもってあたるようとりくむ。

子どものシグナルを見逃さない。

子ども自身に取り組みを大切にする。

異常な競争教育から子どもたちを解放するための取り組みを早急にすすめる。

教職員の多忙化の解消をすすめるとともに、教職員の管理・統制の強化をやめる。

2. 「教育改革プログラム」は抜本的に見直し、憲法・教育基本法に基づき、すべての児童・生徒に基礎学力、豊かな情操と体力、市民道徳を保障する教育をすすめる。

3. 30人学級の早期実現を国に求めるとともに、府としても独自に、当面小3、中1に35人学級を拡充する。

- 4 . 学校・園の安全対策を抜本的に強化する。「学校安全緊急対策事業」を2008年度以降も継続するとともに、政令市を含め、幼稚園などにも拡充し、単価を引き上げる。
- 5 . 大阪府の「教職員定数配置基準」を改善し、養護学級重度加配、生徒指導・進路指導の加配、養護教諭の複数配置など、教職員定数を増やす。
- 6 . 「新たな職の設置」(「首席」「指導教諭」)は中止する。
- 7 . 「評価・育成システム」を廃止する。また、「成果主義賃金」の導入を撤回する。
- 8 . 「日の丸」掲揚や「君が代」斉唱の押しつけをやめる。
- 9 . 「人権教育」などの名による「同和教育」をやめる。副読本「にんげん」の購入は中止する。
- 10 . 文科省の教職員の勤務実態調査結果に基づき、教職員の多忙を解消し、健康で教育に勤務条件の改善を図る。小・中学校の労働安全衛生体制を確立する。
- 11 . 養護教諭の複数配置を拡大するよう国に求め、府独自にも取り組む。「心身の健康への適切な対応を行う学校への加配」の学校選択は、「同和」校偏重を改め、公正に行う。
- 12 . スクールハラスメント防止対策を強化する。弁護士やカウンセラー等で構成する第三者機関を設置する。児童・生徒や女性教職員の人権を守る。

(3) 義務教育

- 1 . 義務教育費国庫負担制度の2分の1助成復活を国に求める。学校事務職員・栄養職員の給与・旅費の復元と基準財政需要額の大幅な引き上げを国に求める。
- 2 . 小・中学校の大規模改修費に対する起債措置の制度化及び工事単価の実態に見合う補助基準額の上限枠の引き上げを国に求める。過大規模校を解消するため、財政援助を強化する。
- 3 . 特別活動を含めた教員1人あたりの授業持ち時間数を1週あたり、小学校20時間、中学校18時間以下とする。そのための教員配置を行う。
- 4 . 栄養士の全校配置をすすめる。
- 5 . 児童・生徒の健康、小児成人病、体力などについて学校保健法に基づく悉皆調査を行い、全項目を集計し、実効ある対策を講じる。
- 6 . 事務職員の就学援助加配は、定数法基準どおりに配置する。

7. 府内の学校に専任の司書教諭を配置し、学校図書館の機能充実をはかる。
8. 全国「いっせい学力テスト」の押しつけをしない。

(4) 高校教育

1. 府立高校統廃合計画を中止し、「府立高等学校特色づくり・再編整備計画(全体計画)」は、抜本的に見直す。高校入学希望者全員の高校進学を促進する。現行の計画進学率は撤廃し、公私受入れ比率「7対3」を維持する。
2. 「府立高等学校全日制の課程・普通科の通学区域の改正」は、実施を凍結し、十分時間をかけて府民参加で見直しを行う。
3. 文部科学省の「スーパーサイエンス校」の指定を理由とする特別な人事配置はしない。人材育成研究開発重点校(エル・ハイスクール)は、子どもたちを選別し、新たな学校間格差を広げるものであり、やめる。すべての府立学校の教育条件整備をすすめる。
4. 全国一高い府立高校授業料の再値上げを行わず、全国平均の水準に引き下げる。授業料減免制度を改定前に戻す。入学金の値上げは行わない。エアコン使用料の徴収は中止する。
5. 入学料未納者の「入学許可取り消し」の規制改定を撤回する。
6. 生徒、府民の声を聞き、定時制高校を充実・整備する。
7. 府育英会の現行奨学金制度を維持する。
8. 連結固定式機の分離式機への切り替えは、現行計画、期間を短縮し、早期に完了する。
9. 府立高校のクラブ活動振興のため、クラブハウスやシャワー室を整備する。
10. 老朽校舎の大規模改修と耐震補強工事を急ぐ。堺工科高校をはじめ、学校校舎・施設からのアスベスト除去を急ぐ。
11. 「知的障害のある生徒の受け入れ」については、学校現場の要望にもとづき、生徒の成長、発達や人格形成が保障されるよう、専門の教職員配置、施設・設備など条件整備を行う。

(5) 大学

1. 公立大学法人大阪府立大学については、大学の教育研究条件の改善と大学の自治、自主的運

営を保障できるよう、府は責任を果たす。

大学教職員の削減を行わない。

大学施設の総点検を行い、労働安全衛生法に触れることのないよう施設・設備の改善を行う。

老朽化の著しい工学部、生命環境科学部学舎の建て替えを早急に行う。

授業料や入学金の値上げは行わない。学部別授業料を導入しない。

授業料減免制度を充実する。

(6) 障害児教育

- 1 . 特別支援教育実施に伴い、必要な人的措置や障害児学校の適正配置を推進する。
- 2 . 養護学校における過密・過大規模校の解消及び通学区域の縮小、通学時間の短縮を図るなど教育条件の改善と、府内全域での整備計画の策定と具体化を直ちに行う。とくに児童・生徒数が300人を超える学校については、早急に新校建設を含め、対策を立てる。
- 3 . 小・中学校の養護学級は、障害種別ごとの学級を設置する。また、在籍児童・生徒が1名でも学級を設置し、障害児の発達を保障する。必要な教員数を確保するとともに、重度加配教員を復活する。肢体不自由児が在籍するすべての学校にエレベーターを設置する。
- 4 . 通常学級に学ぶ障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育を保障する条件を整備する。通級指導教室をすべての小中学校に設置する。
- 5 . 医療的ケアが必要な重度障害児の教育を保障するための諸条件を整備、充実する。スクールバスにリフトやリクライニング(ベッド)シートを設置する。通学の安全と時間短縮のためスクールバスの増車を行う。
- 6 . 卒業後の進路保障対策をいっそう充実する。また、府立盲学校の保健医療科を復活する。
- 7 . 訪問学級、病院内学級の増設を図り、病弱児、病気療養児の教育を保障する。特に母子保健総合医療センターの院内学級の教室を整備する。高等部の訪問教育を充実する。
- 8 . 養護学校での給食を直営に戻し、今後の民営化計画は中止する。引き続き自校調理方式にもとづいて障害の程度に応じて給食ができるよう、給食調理員の増員を含め厨房の施設・設備を充実・整備する。
- 9 . 休日や放課後、長期休業中など地域における障害児の豊かな生活と発達を保障するために社会教育施策を充実する。サマースクール、サマーキャンプなどの取り組みを支援をする。

(7) 私学教育

1. 国に私学助成拡充を要求する。経常費助成の単価を引き上げ、標準教育費の2分の1補助をめざす。
2. 授業料軽減助成制度は、金額、適用範囲の拡大を図る。他府県進学者への授業料軽減助成を復活する。入学一時金補助を実施する。
3. 失業、倒産などともなう父母の収入激減の際の授業料減免制度の拡充を国に求めるとともに、府独自の減免制度をつくる。
4. 老朽校舎・園舎の建て替えに対する施設・設備費補助を実施する。
5. 3歳児保育料軽減補助金を継続し、3歳児の就園率を高める。就園奨励費に対する府補助を実施する。国に対して就園奨励費補助金を拡充するよう働きかける。

第3章 大阪経済の再生と発展のために

(1) 大阪の基幹産業の強化・発展

1. 中小企業振興を大阪経済活性化の柱に
「大阪府中小企業振興条例」(仮称)を制定する。
全事業所実態調査を市町村と協力して実施し、府と市町村の施策に生かす。
大阪産業・成長新戦略は、中小企業の困難を取り除き、ものづくりなど中小企業者の仕事の拡大やネットワークづくり、販路拡大など新たに発展する内容にするため支援センターの人員増員等、予算増大で対応する。
大阪府立大学での中小企業研究とそのための体制を抜本的に強める。
中小企業対策予算を大幅に増額する。
中小企業の海外展開支援経済連携や輸出振興を行う。
2. 中小企業者への金融支援充実
府の融資制度は、中小企業者にとって、いっそう利用しやすく、活力を与えるものになるよう、中小企業者の実状と要求の反映、効果の検証などの体制をつくり、実態に即したものと改善する。
(イ)制度融資の保証料率(9区分)の画一的適用は行わず、経営規模や現状を考慮し、弾力的に行う。府独自に保証料率の上限を引き下げる。
(ロ)借り換え融資制度の利率を1.5%に引き下げ、利用しやすくする。
(ハ)府信用保証協会の保証料と代位弁済の損害金の利率を引き下げる。府信用保証協会への府の出捐金を増額する。

(二)府信用保証協会に、再建アドバイザーを置き、業務再建支援を強める。

中小企業向けの政府系金融機関の統廃合、信用保証制度の部分保証への転換に反対し、中小企業者と地域経済・産業振興施策の充実を国に求める。

「商工ローン」、システム金融などの悪質・違法な行為を許さず、中小企業者を被害から守る。府として相談体制の強化・充実を図る。

信金・信組などとの連携を強化し、「金融アセスメント条例」(仮称)を制定する。同法の制定を国に求める。

(2) 中小企業者と地域経済を守るルールを確立する

1. 大企業の生産拠点の移転・統廃合にさいして、計画段階からの情報開示、自治体との事前協議を義務づけるなど、大企業に雇用と地域経済を守る社会的責任を果たさせるための仕組みをつくる。
2. 親企業と下請企業との対等平等な関係を築くため、下請二法(下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法)の周知徹底と厳正適用に努めるとともに、国に対して、下請検査官の大幅増員、下請二法のいっそうの充実・強化を求める。
3. すべての府官公需受注業者に、施工体系図や下請契約書の提出などを求め、下請代金の支払い状況のチェックなどで、適正な下請契約の締結を指導する体制をつくる。
4. 「入札契約適正化促進法」が有効に機能するよう、監視を強化するとともに、不正告発に対する報復行為を未然防止する。同法の国会の付帯決議にもとづき、建設労働者の賃金・労働条件の確保を図るための「公契約条例」を制定する。

(3) 生活密着型、地域産業と結びついた中小企業支援の強化

1. 府の中小企業向け官公需発注目標65%を堅持し、早急に達成するための3カ年計画など、具体的な計画を策定する。
2. 中小企業者の受注機会を減らすPFI事業はすすめない。

(4) 商工業支援と産業育成

1. 高い技術力と多様な業種が集積する大阪産業の特性を生かし、製造業をはじめとした産業を育成する。府立産業技術総合研究所など関係機関と協力し、先端産業の育成、技術発展に積極的に援助する。
2. 多額の補助金を支出するなどの企業誘致偏重の産業政策は改める。

- 3．中小企業支援センターを増設し、体制を充実する。府立産業技術総合研究所の充実と、大阪市内にも同様の施設を同市と協力してつくり、利用しやすくする。クリエイションコア東大阪の充実、拡張、利用者の増加に努める。
- 4．製造業者間のネットワーク構築支援の取り組みをすすめるとともに、市町村とも情報を共有し、力を合わせて、実情と要求に沿った産業施策をすすめる。地元小売業との連携検討など販路拡大、新商品開発など、あらゆる分野での大阪産業発展のために全庁的取り組みを行う。
- 5．後継者育成、技術継承などに重点的に取り組む。「府中小企業マイスター制度」をつくるなど熟練技術者の評価、技術伝承に力を入れる。
- 6．商店街・市場等の振興
地域でがんばるいきいき商店街支援施策は、商店街の負担を減らし、予算を増やす。
商店街アーケードの撤去についても補助対象とする。
商店街の看板灯・街路灯などは、防犯の見地からも電気料金助成を復活する。
地域の住民の暮らしを支え、福祉、文化、歴史に寄与する商店街、市場となるよう、まちづくりをすすめる。
府として、広域的観点で大型店の立地を規制し、地域住民の生活環境保持、商業、文化を継承するための「大阪府まちづくり条例」を制定する。
「小売商業調整特別措置法」を積極的に活用する。
- 7．小規模修繕希望者登録制度を全市町村が実施するよう府として呼びかける。
- 8．住宅リフォーム助成事業を市町村と連携して実施する。悪質リフォーム業者対策を講じるとともに、製造業、各種工事業、家具・建具業など、幅広い業種と共同する仕組みをつくる。
- 9．住宅耐震化に小規模事業者も取り組めるよう、研修と技術習得を支援する。

(5) 正規雇用の創出、拡大を図る

- 1．大阪労働局とも協力し、偽装請負など違法・脱法行為を一掃する。
- 2．青年の正規雇用拡大、常勤雇用の確保に力を入れる。派遣など不安定労働者の権利や企業の義務、パートや派遣労働者、フリーターも雇用保険や社会保険に加入でき、労働基準法が適用されることを周知徹底する。企業にも指導を強める。
- 3．市町村と協力して医療・福祉、保健衛生、介護、防災、教育、バリアフリーなど府民の暮らしと安心・安全を支える分野での雇用拡大に取り組む。
- 4．高校新卒者を正規採用した中小企業者への補助制度をつくる。

5. 「ニート」対策など、若年失業者対策を強化する。JOBカフェは、府としても引き続き予算を確保し責任を持って充実し、青年が利用、相談しやすいものにするとともに、就職後の定着支援を強める。
6. 府立高等職業技術専門校の統廃合は行わず、通学しやすい場所での新設・開校を行う。また、中小製造業、商店街などとも連携し、技術習得と就職支援に取り組む。授業料の設定は行わない。
7. サービス残業根絶に努める。府内企業にサービス残業の是正を求めるとともに、実態調査を行い、必要に応じ企業名を公表する。サービス残業はもちろん、違法な雇用実態、労働条件・労働者の権利についての啓発に努める。
8. 時間外労働規制の緩和や解雇の金銭的解決など、これ以上の労働条件の規制緩和を行わず、製造業現場への労働者派遣をやめるよう国に求める。府としても労働者の生活と権利を守り、秩序ある経済の発展に努める。
9. 「建設業退職金共済制度」への加入を府の公共事業請負業者に徹底する。
10. 建設労働者の賃金について、設計労務単価を下回らないよう厳しく指導する。
11. あいりん地区に技術研修センターを設置する。西成労働福祉センターの窓口では道路や施設の清掃、公園整備など高齢者の就労機会を増やし、就職斡旋を促進する。福祉手当を復活する。
12. 野宿生活者の自立支援センターを拡充するとともに、センターでの雇用対策を充実し、入所者が再び野宿生活に戻らなくてもよいようにする。
13. 障害者の雇用促進のため、大企業に対し法定雇用率早期達成を強く要請するとともに、未達成企業名を公表する。また、内部障害者や知的障害者の雇用のため、府として独自の対策を講ずる。中小企業への障害者採用助成を拡充する。
14. 府政運営上、労働団体・組織の違いによる差別をなくす。大阪地域最低賃金審議会委員の選任についても、連合労組の独占を是正するよう大阪労働局に要求する。
15. 大企業の大量リストラ・解雇を規制し、異常な長時間労働をやめさせて雇用を拡大する。均等待遇のルールを確立し、男女間格差、パート・派遣労働者と正社員との格差をなくす。失業者の生活と職業訓練を保障し、再就職への道を開く。有給の職業訓練制度の創設、自治体との協力による臨時のつなぎ就労の場を確保する。

(6) 農業、林業、漁業など第1次産業の復活・振興、食料の安定供給

1. 食料自給率の向上と、都市農業振興を図るため、国に次のことを求める。
 - 米「構造改革」を中止し、政府の100パーセント拠出による不足払い制度を創設して、米の品質向上を図りながら、コストに見合う価格に近づける。
 - 麦・大豆など主な農産物に価格保障を行い、転作奨励金も充実する。
 - 市街化農地の宅地並み課税を即時廃止する。
 - 農地相続税の大幅な軽減を図り、相続者は終生という営農条件を20年に改める。
 - 市街化区域内農地におけるリクリエーション農園、高齢者農園、市民農園を確保し、相続税猶予措置の条件を緩和する。
 - 2007年度から導入する「品目横断的経営安定対策」は、対象をごく一部に限るうえ、価格暴落を野放しにするものであり導入しない。農家の最も切実な要求である、主な農産物への価格・所得保障を行い、経営の安定を図る。
2. 農業を守る府の独自施策を充実する
 - 「府農業経営基盤強化促進基本方針」は、府内3万戸の農家のうち3千戸を主に農政の対象とする選別農政となっており、これを改め、農業を続ける意思のある全ての農家への援助を強める。
 - 府の示す認定農業者モデルは、米価、年間労働時間、農業所得などいずれも実態とかけ離れたものとなっている。農産物価格補償をはじめ、農業経営を確実に保障する責任あるモデルに改める。
 - 直売所の整備、エコ農産物のPRなど、地産地消の取り組みを抜本的に強める。学校給食での府内産農産物の使用、米飯給食の普及を全市町村で取り組むよう、財政面も含め、指導、援助する。また、保育所、福祉施設などにも普及する。
 - 耕作放棄地などを活用し、団塊の世代をはじめ、広範な府民の農業への参加を進める。その際、実効性を確保できるよう十分な予算措置を講じる。
3. 農業生産基盤整備の拡充・強化をはじめ、農道、用水路、溜池などの整備を促進する。市街地溜池の利用を図るため、周辺の緑化、遊歩道の設置など環境の整備をすすめる。市街化区域内農地について府独自の土地基盤整備事業を拡充する。
4. 市町村における、農業委員会の活動が縮小しないよう府としての援助を強める。
5. 農と緑の総合事務所農の普及課の縮小や普及指導員の削減は行わず、指導・支援を強化する。
6. シカ、イノシシ、イノブタ、アライグマなどによる獣害対策をさらに強化し、農作物被害に対する補償制度を創設する。
7. 大阪湾の埋め立てを規制し、府水産試験場附属栽培漁業センターの拡充と稚魚放流など栽培漁業の推進、人工魚礁群の造成、藻場の保護育成など漁場や漁港の整備をすすめ、大阪の漁業

資源の確保と漁業経営の安定を図る。

- 8．食とみどりの総合技術センターと水産試験場及び環境情報センターの統合は、3研究機関ともの機能低下をもたらすものである。研究職の採用など機能を充実するとともに独立行政法人化は行わない。
- 9．森林を保全し、林業の振興を図る
間伐に対する府の補助金を増やし、間伐材利用をいっそう促進する。
公共事業や民間建設事業に府内産材の利用を促進し、府内産材の加工工場の充実を図る。燃料やチップなどの総合的利用にさらに力を入れる。
林業後継者育成制度を確立するとともに、林業ボランティアの活動への支援を強める。
- 10．BSE対策を強化する
BSE発症国からの輸入牛肉については、生産国における全頭検査と危険部位の除去を前提条件にするよう国に求める。
府は、今後も、と畜牛の全頭検査を続ける。
- 11．鳥インフルエンザの感染拡大を防止するための処分や出荷停止などに対する補償制度を充実する。
- 12．学校教育に農林業とのふれあいが広がるよう取り組みをいっそう強める。

第4章 文化・スポーツ・男女平等・青年対策の強化

(1) 文化行政

- 1．大阪府文化振興条例に基づく「文化振興会議」のメンバーには、公募による府民参加を実現する。
- 2．文化予算を大幅に増やし、文化芸術団体への助成金を増やす。
- 3．文化・芸術施設整備の年次計画を策定し、着実に建設促進する。
- 4．鑑賞活動への助成をすすめる。非営利団体が公共施設を使用する場合は、使用料を軽減する。
- 5．「現代芸術文化センター」は、総合舞台芸術構想として復活させる。
- 6．市町村の社会体育・教育施設、青少年施設の用地取得、建設、大規模改修などに対する国庫補助制度の創設、拡充を国に求める。府の助成制度を復活する。

7. 大阪府子ども文庫連絡会への支援の拡充をはかる。
8. 大阪府指定文化財保存・補修のための助成制度をつくる。
9. 「地域社会教育活動振興費補助金」の復活を国に求めるとともに、府としても予算を増やし、子ども読書活動推進事業を拡充する。府立図書館は、今後とも府直営で運営するとともに、図書館行政を充実する。
10. 幼稚園、小・中学校の芸術観賞の無償化、学校公演などへの公的助成を行う。

(2) スポーツ振興

1. 府営施設の使用料値上げを抑え、専門指導員の配置や利用時間の延長、運営への住民参加など民主的な運営を実施する。
2. 府民の各種スポーツ活動の奨励につとめ、スポーツ団体への助成は適正、公平に行う。ボランティア指導員の研修や活動に対する助成、地域スポーツ振興のための補助制度を確立する。
3. 障害者スポーツの発展、普及に努める。
4. 青少年の健やかな成長をゆがめ、スポーツ発展の本筋からはなれた「サッカーくじ」を廃止するよう政府・文部科学省に強く要求する。

(3) 女性の社会参加と男女平等の実現

1. 府男女共同参画推進条例の実効ある具体的施策を実施する。
府の審議会、行政委員会の女性比率を、さらに引き上げる。審議委員の公募制を拡充する。
苦情処理委員会の機能を充実し、女性へのあらゆる「人権侵害」についても受け付ける。
女性事業主・家族従業者の健康や労働環境について実態調査を行う。
2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画を実効あるものにする。
民間シェルターへの一時保護委託期間を延長する。また諸経費の支援を強める。
被害者の自立へ向け、職業訓練などの機能を充実させる。
市町村との連携を強め、制度の啓発をいっそう進める。
3. 「女性総合センター」(ドーンセンター)の今後の運営については、これまでどおり財団に任せる。
4. 女性基金設置運営費を増額し、女性(個人・団体)の自立的活動を旺盛にすすめるよう支援

する。

5. 市町村が行なう、女性センターの建設を財政的に支援する。
6. 女性の人権を守る対策を強化する
女性保護事業の啓発活動を強化し、総合施策をすすめる。国庫補助金を廃止しないよう国に要求する。
売買春にかかわる実態調査を実施し、売買春の根絶をめざす総合対策を確立する。
中小零細業者の配偶者の自家労賃を所得税法上認めるよう法改正を国に要求する。

(4) NPO活動

1. NPO活動をいっそう発展させるための財政的援助を強める。
2. 国に対して公益法人並みの優遇税制をNPO法人に与えるよう求める。

(5) 青年対策

1. 安くて住みよい公共住宅建設や新婚家庭、独身青年向けの家賃補助を行う。青年の結婚資金貸付け制度を設ける。
2. 青少年の成長に有害、または犯罪を誘発するような文書やコンピューターソフト、電磁的記録物などは、府民の良識と批判にもとづいた自主的運動を促進するとともに、青少年補導のための専門職員を配置する。
3. 18歳選挙権の実現を国に求める。
4. 府青少年問題審議会だけでなく、総合計画や労働、住宅まちづくり審議会など広く青年の代表が参加できるようにする。
5. マウンテンバイク、スケートボード、フットサルなど青少年スポーツ施設を整備する。

第5章 健康的で安心・快適な大阪をつくるために

(1) 公害をなくす

1. 大気汚染対策
公害指定地域の復活を国に求め、府としても健康被害者への対策を確立する。
ディーゼル車の排ガス対策

(イ)高濃度汚染地域へのディーゼル車の乗り入れ規制や排出基準の府独自の設定を行う。「自動車NOx・PM法」の規制実施に伴うディーゼル車買換え緊急融資制度は、全ての申し込みに対応できるよう必要な予算措置を講じるとともに、07年度以降も継続する。

(ロ)低公害車導入助成制度の抜本的拡充を図り、低公害車の普及につとめる。

自動車の市街地への流入を総量で規制する対策を検討する。

酸性雨被害を防止するため、窒素酸化物、硫黄酸化物の発生抑制など調査、研究をすすめ、対策を立てる。

交通公害のひどい国道43号線については、大気汚染を軽減するため、阪神高速道路西大阪線の通行料を社会実験の結果を生かし、無料にするよう阪神高速道路株式会社に働きかける。菜種油などバイオ・ディーゼル燃料(BDF)をはじめ、代替エネルギーの開発、普及につとめ、環境への負荷を緩和する。

2. 水質、土壌対策

有機塩素系溶剤や重金属、リン、窒素など工場等の排水規制と監視を強化する。

産業廃棄物処理施設跡地や水路跡、工場跡地の土壌、地下水の汚染について、調査の徹底と汚染者及び地主による責任と負担で環境回復を図る。

産業廃棄物の運搬、中間処理、不法投棄抑制のため監視、パトロールを強化する。

3. アスベスト対策

石綿による健康被害の救済に関する法律(アスベスト新法)では、救済対策が中皮腫と肺がんに限定されており、被害実態を無視したものとなっている。石綿によるすべての健康被害者等を対象として保護・救済を行うよう国に求める。

無料肺がん検診は、市町村と協力して継続する。

中小企業が行うアスベスト調査や除去工事への融資、利子補給を中小企業公害防止資金特別融資の対象にする。

府有施設、多くの府民が利用する場所のアスベスト使用施設の対策を早急に完了する。

4. 有害化学物質

アトピーや化学物質過敏症、シックハウス症候群など有害化学物質や環境ホルモンによる健康被害の調査と安全対策を強化し、地球サミットでも確認された予防原則に立って、遅れている化学物質の有害性に関する研究を促進し、規制を強化する。

ダイオキシン対策を抜本的に強化する

(イ)国に対して、耐用1日最大摂取量の基準強化を求めるとともに、府として基準の「上乘せ」規制強化を行う。

(ロ)事業者が商品の製造段階から、ダイオキシン発生の原因となる物質の生産を大幅に減らし、使用後は回収する。国と府の責任で発生源対策を抜本的に強化する。

(ハ)府として、ダイオキシンによる汚染状況の調査を、大気、土壌、河川や大阪湾の水質及び底質、魚介類、農作物、家畜などについて実施し、調査結果を公開する。同時に環境保全目標の早期達成など必要な対策を講じる。

豊能郡美化センターのダイオキシン問題については、安全を最優先し、完全無害化をチェッ

くし、早期全面解決に向けて、財政面も含め支援を強める。

5. ごみ減量と廃棄物対策

自動車リサイクル法はシュレッダーダスト、エアバッグ、フロンの3品目についてのみユーザーの負担でリサイクルするしくみで、自動車メーカーが自らの責任を果たすしくみになっていない。自動車メーカーに設計の段階からリサイクルしやすい製品づくりを義務づけるなど法改正を国に求める。

建設廃材について、建設リサイクル法にもとづく指導を徹底する。

家電リサイクル費用はメーカーに負担させるなど、家電リサイクル法の抜本的見直しを国に求める。

産廃処理施設等の立地にあたっては、周辺住民の合意と納得を前提とし、事前に有害化学物質による環境影響調査を行い、情報公開の上、環境対策を実施する。

寝屋川市での廃プラスチック処理施設は、住民合意を無視して建設され、悪臭を発生させており、ただちに操業を停止させる。また、吹田市と八尾市での同様の施設の建設にあたっては、住民合意の尊重や周辺地域への影響への配慮など、十分指導する。

大正区の「中山エコメルト株」の産廃溶融炉は、住民の理解を得られるよう説明し、騒音、悪臭、有害物質、交通問題、安全など、環境影響評価を厳正に行うよう指導する。公聴会で出された意見を反映させる。

フェニックス計画は、現在の埋め立て計画を見直し、現行の処分場を長期に使用できるようにする。新人工島建設を中止し、これ以上、大阪湾を廃棄物や焼却灰の処分場にしない。

農山間地域への産業廃棄物の不法投棄を行わないよう、森林法や循環型社会形成推進条例に基づく指導を強め、不適正処理については「代執行」も含め、厳正に対処する。

中小企業の公害防止対策や公害対策の研究・開発について、助成制度及び税制上の優遇措置のよりいっそうの拡充を図る。

(2) 地球温暖化・ヒートアイランド対策、環境保全

1. 「京都議定書」で定められた二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、政府と産業界との協定制度や環境税の導入など、抜本的に対策を強化するよう国に求める。府としても積極的に推進する。

2. 「温暖化防止条例」に基づく、効果的取り組みによって、温室効果ガス総排出量の削減目標を達成する。

3. 北摂、金剛生駒、和泉葛城山系については、府営公園の拡大など、保全と回復を図り、里山(都市近郊林)の保全、自然公園の整備に取り組み、自然環境を守り、回復する。

4. 府の環境行政を、汚染者負担の原則、予防原則、住民参加、徹底した情報公開という視点を明確にし、抜本的に強化する。環境アセスメント条例は、新しい公害・環境問題に対応できるよう実態に見合っで見直す。

5. 生産・流通・消費のすべての面でエネルギーの浪費を排除し、ムダな開発による浪費や環境破壊をなくす。自動車の総量規制を検討する。
6. エネルギーの効率的利用、代替可能エネルギーの開発・利用を促進する。そのための府独自の助成を拡充する。
7. 府内全域の河川の浄化をすすめ「水都大阪」にふさわしい水辺の環境整備、親水対策をすすめる。

(3) 災害対策

1. 地震対策

最新の知見・調査・震度予測・被害想定にもとづき、より詳しいハザードマップを作成し、府民に警戒を呼びかける。

耐震診断を促進し、住宅の耐震性を把握する。耐震補強への補助制度をつくる。

役場、学校、病院、消防、警察など公共施設の耐震診断を徹底し、耐震補強を急ぐ。水門、堤防、鉄扉、ライフラインの耐震対策をすすめる。

「東南海・南海地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法」にもとづき、「対策推進地域」に指定された市町村の防災対策への、国の財政支援の強化を求めるとともに、府としても援助を行う。

前兆現象の観測・測量体制の強化を国に強く求め、「予知」をめざす。

2. 水害、地盤災害対策

安威川ダム、槇尾川ダムの計画を中止し、治水対策は、河川改修、上流部の開発の規制、森林の育成・整備などを中心とした流域の総合的治水力を高める方策に切り替える。

河川改修は、50ミリ対策の完了を優先にすすめ、浸水被害対策が繰り返されている河川については、被害解消に必要なレベルに目標を引き上げ、河川改修の予算はこれ以上カットしない。堤防の安全点検を早期に完了し、補強を急ぐ。堆積土砂の搬出を定期的に行う。

地すべり、崖崩れ、山津波、土石流を防止するため、土砂災害危険箇所カルテをもとに必要な改善工事を実施する。また、今後も危険箇所の把握に努めること。国の基準に該当しない民有地の小規模なケースについては 府独自の助成制度をつくる。また、各土木事務所における改修費などの予算を増やす。

人身被害をなくすため、避難誘導システムを不断に改善・充実する。

3. 放射線災害対策

原発の徹底した安全点検と計画的縮小、原発依存の電源確保策の転換、自然エネルギーの開発を国に求める。

近隣府県にある原発で事故が起きたさい、大阪府民の安全を守れるよう、府の担当部局を強化し、対策をたてる。

4. 府立消防学校の教官を増員する

(4) 交通安全対策

1. 列車事故を繰り返さないために、各鉄道事業者に安全施設の整備に対する国の補助制度の拡充を求める。
2. 踏切事故をなくすために緊急に改善をすすめる。「開かずの踏切」対策をすすめる。
3. ガードレール、歩車道分離、カーブミラー、街灯、段差解消、交差点改良など交通安全施設の整備を積極的にすすめる。府道の整備に対する国の補助制度の拡充を求める。
4. 交通事故多発交差点は、歩車分離式信号の導入など改良をすすめる。信号機は府内市町村や府民の要望にもとづき、速やかに増設する。
5. 診療機器を積んだ歯科の往診車については、駐車禁止規制の対象外として「除外」の標章を交付する。中小零細な事業者が行う貨物の積み卸しや商品の配達、メンテナンスなどに使用する車両は実態に応じて「許可証」を発行する。

(5) 犯罪から府民を守る

1. 市町村と協力し、登下校時をはじめとした子どもの安全を守る。子どもの安全「見守り隊」への援助を強める。地域住民組織への協力を強める。
2. 悪質リフォーム、ヤミ金などの対策
悪質住宅リフォーム、振り込め詐欺、架空請求、インターネットを使った悪質商法などの被害に府民があわないよう、また、仮に被害にあったとしても適切に対処できるよう、悪質商法の手口などについて、周知徹底する啓発・広報活動を強める。
ヤミ金犯罪の被害者やその関係者などの生活を守るため、不法・非道な事業は徹底して取り締まる。貸金業を届け出制から許可制に改める。貸金業規制法等の見直しでは、上限金利を利息制限法並みに引き下げる。
府や消費生活センター、府警察本部、警察署の相談体制を拡充する。
3. 「空き交番」対策をすすめる。
4. 府民、自治体が要望する箇所への交番設置を速やかにすすめる。
5. 「ひったくり」「侵入盗」などの対策
パトロール体制を強化する。

スーパー防犯灯や街路灯を増設する。そのための助成を増やす。

6. 右翼団体、暴力団対策

府民の生活を脅かし、政治活動を妨害する右翼団体を厳正に取り締まる。

経済団体、政治結社の仮面をかぶった暴力団については、「暴力団対策法」なども駆使し、厳しく取り締まる。暴力団と政界・財界との癒着は徹底的に捜査、解明を行う。

府民からの苦情や被害届けなどの受付相談窓口を充実する。

7. 性犯罪被害事件の被害届にさいしては、被害者が2次被害を受けないよう、万全の配慮を行う。

(6) 都市基盤整備

1. 鉄軌道整備は、21世紀にふさわしい低公害の交通体系を確立する立場からすすめる。モノレールは既存私鉄との接続の改善と運賃の引き下げで、府の出資する公共交通機関にふさわしいものに発展させる。門真駅からの南伸については事業化に向けて検討をすすめる。大阪外環状鉄道の建設は地域・周辺住民との合意と納得のもとに推進する。

2. 地域の産業や生活に必要な道路は、公害対策に配慮し、住民合意を得てすすめる。都市計画などの見直しについても、市町村住民の合意をもとにすすめる。

3. 下水道整備、合併浄化槽処理を促進、補助制度の抜本的な改善を国に要求する。

4. 過大な水需要予測を改め、安威川ダム、紀ノ川利水などの水源対策は中止する。府営水道料金を値下げする。

(7) バリアフリー化

1. 駅のエレベーターやエスカレーター設置を促進するため、府の助成を拡充する。駅ホームの転落防止柵の設置に対し、助成制度を創設する。

2. 「福祉のまちづくり条例」は、障害者や高齢者に真に役立つものとなるよう、面積の小さい施設も条例適用対象にする。

3. 「福祉のまちづくり条例」にもとづく中小企業の施設改善に補助制度をつくる。

4. 府道への歩道設置や歩行者ゾーンの確保、点字ブロックの整備、電柱などの障害物の撤去をすすめる。歩車道の段差解消や歩道の傾斜、勾配の改善を促進する。対応する土木事務所の予算は削減しない。

(8) 府有地の処分などについて

- 1 . 府は、千里・泉北ニュータウンにたいして、今後も開発者としての役割を果たす。
- 2 . 府有地の処分にあたっては、公園、緑地など公共利用を優先させ、周辺住民の合意を得て行う。
- 3 . りんくうタウンなどへの「カジノ」誘致は行わない。
- 4 . 集約型の企業分譲地は、開発期限終了のため没収する。

(9) 健康・文化的で低廉な住宅の保障

- 1 . 全国平均を大きく下回る大阪の居住水準を引き上げ、最低居住水準未滿世帯を早期に解消し、府営住宅空き家募集の応募倍率を引き下げるため府営住宅の増戸数に積極的に取り組む。府営住宅のない大阪市内区、府内町村に府営住宅を建設する。「原則として（府営住宅の）新たな供給は行わず」とした「大阪府住宅まちづくりマスタープラン」は見直す。
- 2 . 府営住宅の建て替えで生じる余剰土地は、府営住宅の増設や住宅内駐車場、公園・緑地の整備、福祉施設の設置など、公共の目的に利用する。民間には売却しない。府営住宅の建て替えにおいては今後、P F I方式は採用しない。
- 3 . 府住宅供給公社の建て替えにあたっては、基本家賃をできるだけ低く抑えるとともに、府営住宅を併設し、居住者が住み続けられる権利を保障する。公社が豊中市新千里西町 A 団地の住民に対して起こした立ち退き訴訟は取り下げ、全員合意の原則に従って話し合い解決をすすめる。
- 4 . 大阪府住宅供給公社「金岡東 H 団地」でのクーラー取り付け工事の際の工事ミスによる耐震強度の低下によって移転を余儀なくされた入居者が確実に元の団地に戻れるよう保障する。公社は、加害責任を自覚し、誠実に対応する。
- 5 . 老朽化の著しい木造住宅が密集する地域の住環境を改善するため、密集住宅市街地整備促進事業を促進する。とくに受け皿となる公営住宅を十分に確保する。
- 6 . 「府営住宅ストック総合活用計画」の見直しに当たっては、現実の高齢化に追いつくための目標値を引き上げ、達成年限を早める。事業実施に伴う家賃値上げは行わない。
- 7 . 府営住宅に「単身者住宅」を増やし、年齢引き下げなど入居基準の枠を広げる。難病患者にも身体障害者と同等の入居基準を設ける。

- 8．府営住宅と府住宅供給公社住宅の家賃は値上げしない。減免制度は、入居者に周知徹底し、医療費、介護保険利用料などの負担についても減免制度の家賃算定に反映させる。
- 9．高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業及び特定優良貸付け住宅供給促進事業に基づく家賃補助は、基準値を府営住宅の家賃算定基礎額と整合性が保てるよう大幅に引き下げ、積極的に推進する。
- 10．滞納家賃の督促にあたっては、滞納者の事情を考慮し、減免の遡及適用や、契約解除後の損害金への減免適用など人道的な対応を行う。
- 11．不動産管理業を兼ねた宅地建物取引業者による賃貸契約に関する不法不当な行為は、「宅建業法」および消費者契約法などにより、行政指導を行うこと。
- 12．府営住宅の駐車場料金の免除対象の拡大を検討する。
- 13．府営住宅の入居基準で新たに導入した、新婚世帯や子育て世代を対象とした10年間だけ入居できる「期限付き入居」制度の条例は撤回し、若い世代の入居枠を拡大する。
- 14．府営住宅の地位承継を原則配偶者だけに狭める規則の改正は行わない。
- 15．国土交通省が2006年8月に公表した「公営住宅法施行令等の一部改正について」の内容は、現行の入居収入基準を引き下げるなど、新たな追い出しであり、撤回を国に要望する。
- 16．府営住宅のエレベーターの設置については、中層住宅への設置促進と、高層住宅の各階に停止するよう改善を行う。

第6章 大型開発を中止し、抜本的に見直す

- 1．現在進行中の次の大型プロジェクトは中止し、抜本的に見直す
関空2期事業、水と緑の健康都市、国際文化公園都市、阪南港阪南2区整備、都市再生環状道路、安威川ダム、槇尾川ダム、紀ノ川利水など
- 2．次の無謀な大型開発には参加・協力しない
紀淡連絡道路、第2名神高速道路、空港島への連絡道路「南ルート」建設、「すばるプラン」や「ベイエリア」計画など
- 3．次の大型プロジェクトの赤字処理は、プロジェクトを進めた責任の所在を明確にし、安易な府費の投入は行わない
水と緑の健康都市、津田サイエンスヒルズ、テクノステージ和泉、りんくうタウン事業、

りんくうゲートタワービル

4. 泉佐野コスモポリス計画の跡地利用は、住民要望を取り入れ、府費負担の軽減にも努める。
5. 民間大企業による工場跡地利用や都市再開発に財政支援をしない
民間大企業の跡地利用への財政支援はしない。
ビル公害や景観破壊をひき起こす都市再開発の規制緩和は行わない。
市街地再開発事業は、テナント入居のめどが立たず、採算性に問題のあるものや住民合意のないものは事業化しない。
吹田操車場跡地利用は地元住民や自治体の合意のもと、住民本位で進めるよう関係機関に働きかける。梅田貨物駅は吹田操車場跡地や百済貨物駅に移転しない。

第7章 同和事業を完全に終結する

1. 部落解放同盟（「解同」）関係団体への補助金・委託金の支出、府有財産の無償貸与、「解同」などが主催する集会への職員の派遣、「解同」の対府交渉への知事の出席など、「解同」への一切の特別扱いを止める。
2. 市町村が管理する旧解放会館への財政支援を全廃する。
3. 行政データや学力テストを使った旧同和地区の実態調査は作業を直ちに中止し、人権意識調査は二度と行わない。
4. 旧「同和地区」内の公共施設は、すべての一般市民に開かれた施設として運営するよう市町村に働きかける。解同などによる独占的利用は認めない。
5. 大阪府地域支援人権金融公社への貸付金は、すみやかに返済させる。ただちに返済できない部分は、有利子貸付に切り替える。
6. 「大阪府人権尊重の社会づくり条例」は廃止する。
7. 「大阪府同和问题解決推進審議会」は廃止する。
8. 南大阪食肉市場株式会社への25億円の貸付金の用途を明確にする。と畜牛の頭数が計画と大きく乖離していることを踏まえ、25億円を速やかに返還させる。

第 8 章 地方自治体の役割発揮し、清潔・公正、府民が主人公の府政を

(1) 清潔・公正の府政

- 1．高値落札などの談合疑惑を徹底調査する。府及び外郭団体の発注する事業で、不正が発生しないよう、他府県の官製談合事件も状況をよく把握し、入札制度を不断に改善する。
- 2．知事は率先して、パーティーなどによる企業・団体からの政治資金集めを止める。
- 3．府情報公開条例の内容を充実させ、知事など特別職や議長の交際費も全面公開する。各部局の会議接待費は削減し、交際費、報償費の用途を全面的に公開する。公安委員会や府が出資する法人についても公開をさらに進める。公安委員会は、会計証憑を公開する。
- 4．府民の意見が各施策に生かされるよう、パブリックコメント制度を改善する。各府民団体との懇談を積極的に進める。
- 5．府職員の府民への奉仕者としての自覚を高め、綱紀保持を徹底する。職員がその職務に関して外部から受ける働きかけについて、記録するとともに、一定の基準を設けて府民に公表するなど、公正で透明な府政推進のための手続きを定める。
- 6．財界などとの「4者首脳懇談会」は直ちに廃止する。
- 7．府幹部職員の外郭団体、府と取引関係にある民間企業への天下りは、厳しく規制する。

(2) 地方自治発展への国の責務

- 1．地方交付税制度の改悪、削減をやめ、地方自治を拡充するよう、国に強く求める。
- 2．市町村合併の押し付け、道州制の検討をやめるよう求める。
- 3．法人税率の復元、大企業・大銀行に対する優遇税制措置の廃止を国に強く求める。

(3) 独自財源の拡充

- 1．資本金 10 億円以上の大企業の法人事業税超過課税率を 10 % に復元する。
- 2．府債の借り換えを国と銀行に強く求め、金利負担の軽減を図る。

(4) 府民の協力と職員の英知を結集した財政再建

- 1 . 「行財政改革プログラム (案) 」を撤回する。
- 2 . 財政再建は、職員の英知の結集、冗費の一掃、府政運営の効率化はもちろん、府民の暮らしを守り、産業活性化を図る中ですすめる。
- 3 . 福祉・教育などの施策の見直しは府民合意を前提とし、府の責任と役割は後退させない。
- 4 . 府の公の施設の運営は直営を基本とし、これまで財団法人等に管理運営を委託している施設では、その法人を管理者に指定し、業務水準の維持、向上を図る。指定管理者の入札には、株式会社は参加させず、府民サービス低下や雇用の不安定化、民間労働者の賃金低下を招かない。
- 5 . 市場化テストは導入しない。

(5) 市町村に対する府の責任

- 1 . 専門・高度医療、保健衛生はじめ、広域的専門的役割を果たす。
- 2 . 府内市町村の財政健全化債発行認可に当たっては、当該自治体への介入・干渉をいっさい止める。
- 3 . 市町村施設整備貸付金は増額し、償還条件を緩和する。
- 4 . 市町村合併は住民合意に徹し、市町村への合併協議会設置の勧告や職員派遣など、合併促進のための関与や干渉はしない。

第 9 章 憲法と平和、民主主義と基本的人権を守る

(1) 憲法と平和を守り、アメリカの戦争への協力は止める

- 1 . 憲法を遵守するとともに、府政のあらゆる施策に生かす。憲法改正国民投票法の制定や、国会における常任委員会の設置など、一切の憲法改悪の策動に反対する。
- 2 . アメリカのイラク軍事占領の中止を求めるとともに、自衛隊を完全に撤兵させ、一切の戦争協力を止めるよう国に求める。
- 3 . 有事法制の廃止を国に求める。「後方支援」の名による土地、公園、医療、庁舎などの施設、公共交通機関、物品の提供、給水、救急、搬送など一切の戦争協力を行わない。

- 4．府が策定する国民保護計画は、府民を戦争の惨禍にさらす戦争そのものを許さないものに全面的に書き改める。
- 5．首相、閣僚は靖国神社に参拝しないよう国に求める。
- 6．日米安保条約に反対し、沖縄・普天間基地をはじめとする基地の全面無条件返還を求め、代替基地・演習場などはいっさい認めない。屈辱的な「日米地位協定」の一日も早い抜本見直しを求める。
- 7．関西国際空港や大阪国際空港、大阪湾の軍事利用に反対する。
- 8．「大阪府非核平和条例」を制定し、核兵器を積載する軍用機・艦船の府内の空港や港湾への寄港」を認めず、すべての核保有国に核実験の無条件全面禁止、核兵器廃絶を強く要求する。非核三原則の堅持を強く要望する。
- 9．大阪国際平和センター「ピース・おおさか」の運営・展示にあたっては、日本国憲法の本質にもとづき、公正・民主的に行う。
- 10．信太山と八尾空港の自衛隊基地を早急に撤去し、跡地を市民に開放するよう国に求める。菱木射撃場を返還させ、公園として整備する。

(2) 民主主義と基本的人権を守る

- 1．憲法違反、民主主義破壊の小選挙区制や「非拘束名簿方式」、「政党への公費助成制度」廃止を国に求める。
- 2．北朝鮮の日本人拉致問題については事実の全面公開、残された拉致被害者・家族の帰国の実現、拉致関係者の処罰などを北朝鮮に強く求める。また、両国間の懸案事項については、北朝鮮が国際社会の法と道理を守るよう求めるとともに、日本の植民地支配の責任を明らかにし、「日朝平壤宣言」の立場にもとづき、韓国、中国、米国、ロシアとも協力し、6者協議を再開し、解決するよう国に求める。北朝鮮の核開発を中止させるため、国際的な平和的外交努力に積極的に協力する。
- 3．住民基本台帳ネットワークシステムについては中止し、推進しない。
- 4．ビラまき、ポスターはり、街頭宣伝行動に対する警察の憲法違反の不当な干渉、介入、弾圧をやめさせる。
- 5．組織犯罪対策法の廃止を国に求め、共謀罪、国家機密法の制定に反対する。

- 6．警察行政の反動的な政治警察化に反対し、本来の責務である国民の生命、財産、基本的人権の擁護に徹するよう警察機構の抜本的改革につとめ、警察官の憲法をはじめ国民の人権を守る意識を育てる。
- 7．警察官の不祥事件を根絶するため、綱紀粛正につとめるとともに、警察人事を公平・公正に行わせる。
- 8．在日外国人の人権を守るために、外国人登録法の改正と在住外国人に被選挙権を含む地方参政権を保障することを国に要求する。

以 上